

## 企画提案競争審査基準

### 1 業務名

川俣町出会いの場創出支援業務

### 2 一次審査の評価方法及び基準

- (1) 参加申込時の提出書類をもとに、別添「川俣町出会いの場創出支援業務企画提案競争評価表（一次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目は「事業者の評価①」及び「基本認識の評価②」2点で行う。
- (3) 「事業者の評価①」は、過去に実施した同種の企画内容等について実績調書を基に評価する。
- (4) 「基本認識の評価②」は、本町が創出すべき出会いの場とはどのようなものかその在り方、方向性（配点30点）について評価する
- (5) 審査委員一人あたり、1事業者50点の持ち点で計算する。
- (6) 評価点が同点の場合は、第1に「基本認識の評価②」の視点、第2に「事業者の評価①」の順に高い順で順位を決定する。
- (7) 個別順位の上位3者（最大）を一次審査通過者とする。
- (8) 最低評点は6割とし、一次審査の結果、評点が6割に達していない審査員が一人でもいる場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (9) 審査委員は、7名とする。

### 3 二次審査の評価方法及び基準

- (1) プレゼンテーション（提案書等）をもとに、別添「川俣町出会いの場創出支援業務企画提案競争評価書（二次審査）」により評価を行う。
- (2) 評価項目「①業務実施体制等」の評価基準は、業務実施体制、業務理解、人員体制の3点（配点15点）で行う。
- (3) 評価項目「②業務実施計画」の評価基準は、事業者が考える当町においての出会いの場創出における方向性、具体的なアイディアについて、9つの視点（配点75点）で行う。
- (4) 評価項目「③プレゼンテーション」の評価基準は、説得力・取組姿勢について評価（配点5点）する。
- (5) 評価項目「④見積額」の評価基準は、提案されている業務内容に対して適正な見積り額であるかについて評価（配点5点）とする。
- (6) 審査委員一人あたり、1事業者100点の持ち点で計算する。
- (7) 評価点が同点の場合は、第1に「②業務実施計画」の評価点、第2に「①業務実施体制等」の評価点、第3に「③プレゼンテーション」の評価点、第4に「④見積額」の評価点の順に高い順で順位を決定する。
- (8) 最低評点は6割とし、二次審査の結果、評点が6割に達していない審査員が一人でもいる場合は、優先交渉権者として選定しない。
- (9) 審査委員は、7名とする。

### 4. その他

プレゼンテーションに使用する機器関係（プロジェクター）は次のとおりである。

なお、プレゼンテーションに必要となるその他の機器（PC端末や指示棒・レーザーpointer等）については、企画提案者で準備すること。

メーカー・型番	Epson EB-L250F	
入力端子	HDMI端子	ケーブル有
	VGA端子	ケーブル有